

令和3年度任用 志木市会計年度任用職員募集案内

受付期間：令和2年12月1日(火)～令和2年12月18日(金)

志木市は埼玉県から「多様な働き方実践企業」に認定されています。



1 募集職種及び勤務条件

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 事務補助員 | 11 歯科衛生士 |
| 2 参与（消防・防災技術指導員） | 12 助産師又は保健師 |
| 3 社会福祉士 | 13 障がい者等就労支援員 |
| 4 介護支援専門員 | 14 生活保護支援相談員 |
| 5 保育補助 | 15 生活保護受給者等就労支援員 |
| 6 用務員 | 16 家庭児童相談員 |
| 7 保育士 | 17 ファミリー・サポート・アドバイザー |
| 8 代替保育士 | 18 児童発達相談センター相談員 |
| 9 看護師 | 19 消費生活相談員 |
| 10 診療報酬明細書点検員 | |

※勤務条件等は「募集職種及び勤務条件一覧表」を参照してください。

注1. 国籍・学歴・年齢は問いません。

注2. 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込手続き

受 付	1 2月1日(火) から1 2月1 8日 (金) まで
提出書類	1 志木市会計年度任用職員登録申込書 (令和3年度登録) ※様式は、ホームページよりダウンロードして印刷し、期限内に持参もしくは郵送 (郵送の場合は1 2月1 8日 (金) 消印有効) 2 資格証明書の写し(資格を要する職種のみ)

【持参】 : 各担当課へご持参ください。

【郵送】 : 志木市役所 〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市健康増進センター 〒353-0005 志木市幸町3-4-70

志木市立西原保育園 〒353-0005 志木市幸町3-9-52

志木市児童発達相談センター 〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1(総合福祉センター3F)

3 勤務条件

任用期間	令和3年4月1日(木) から令和4年3月31日 (木) まで
勤務日	
勤務時間	別紙「募集職種及び勤務条件一覧表」を参照
勤務場所	
報酬額	時給970円から(※職種により変わります。) 日額8,070円から(※職種により変わります。) ※採用日前、本市職員(臨時職員や特別職非常勤職員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて、報酬額を決定します。
諸手当	報酬条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与されるほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚、忌引及び出産などの場合に特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。(勤務時間による)
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか(勤務する所属で異なります。)が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	報酬等支給日:翌月15日(勤務した日の属する月の翌月15日) 健康診断(勤務時間による)、人事評価あり <u>職種により、災害事務従事の可能性あり</u>

4 選考方法及び結果

第一次選考：書類選考又は個人面接

※第一次選考の結果、合格者は会計年度任用職員登録者名簿に登載されます。（募集年度のみ有効）※令和3年1月末までに通知します。

第二次選考：個人面接

※会計年度任用職員登録者から必要に応じ実施し、結果は会計年度任用職員任用結果通知書により、通知します。

※会計年度任用職員の災害事務従事について

選考時に災害事務従事の可否についてお伺いします。

なお、そのことが選考の結果に影響を与えるものではありません。

※次の事項に該当する場合は、会計年度任用候補者名簿から削除されます。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないことが明らかになった場合

③任用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

【募集に関する問い合わせ】

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 総合行政部人事課人事給与グループ

電 話 048-473-1111（代表） 内線2113・2116

URL <http://www.city.shiki.lg.jp/>